

この戦略の本文中に(*)が付いているものは、用語解説で説明を行っています。

第 1 章 戦略策定にあたって

1 背景

1992(平成 4)年、地球サミットとも呼ばれる「環境と開発のための国際連合会議(*)」がブラジルのリオデジャネイロで開催され、人類共通の課題である「地球環境の保全」と「持続可能な開発」を実現するための方策が話し合われました。また、希少種の取引規制や特定の地域の生物種の保護を目的としたワシントン条約やラムサール条約(*)等を補完するとともに、生物の多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うための枠組みとして別途協議されていた「生物多様性条約(*)」への署名が開始されました。この会議の期間中に日本を含む 168 カ国が署名し、1993(平成 5)年 12 月に所定の要件を満たして生物多様性条約が発効しました。

そして、2002(平成 14)年にオランダのハーグで開催された生物多様性条約第 6 回締約国会議(C O P 6)で「2010 年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという目標」が決議されましたが、この目標が抽象的であったことなどから各国の具体的な行動に結びつかず、目標は達成されなかったことが、2010(平成 22)年 10 月愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議(C O P 10)(*)で確認されました。

このため、C O P 10 で採択された「愛知目標」では、2050 年を中長期目標として「自然と共生する世界」の実現を、2020 年を短期目標として「2020 年までに、回復力があり、また必要なサービスを引き続き提供できる生態系を確保するため、生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施すること、及び「20 の個別目標」が示されました。

県では県内の生物多様性(*)の保全と持続可能な利用を確かなものとするため、2030(平成 42)年頃を展望しつつ、概ね 10 年間を対象期間に「生物多様性ひょうご戦略」を 2009(平成 21)年 3 月に策定しました。

その後、C O P 10 の成果や「生物多様性国家戦略 2012-2020(*)」の策定など、生物多様性を巡る動向、社会経済情勢の変化を受け 2011(平成 26)年 3 月に戦略を改定し、目標達成に向けた行動計画を実行してきました。

しかし、人里で相次ぐツキノワグマの出没、相変わらず続く鳥獣被害、人口減少社会における里地・里山(*)の荒廃、さらにヒアリをはじめとする危険な外来生物(*)の新たな侵入など、これまでに加えて人と自然のバランスが崩れ始めており、人と自然が共生・共存するための新たな対策が

求められています。

2 戦略改定の趣旨と施策展開方針

(1) 改定の趣旨

現行戦略は、2014(平成 26)年 3 月に策定し、概ね 10 年間で計画期間として生物多様性の推進に取り組んできました。

この結果、県下各地域では生物多様性地域戦略の策定が広がっています。市町レベルでは 11 市町が戦略を策定しており、策定数の全国比較では東京都の 12 市区町村に次ぐ 2 位となっています。さらに身近な地域レベルでの戦略は 41 箇所(27 市町)で策定され、これらにより、より細かな生物多様性の保全の方針や具体的な取組方法等の明確化が図られています。また、県が代表的な取組として認定している生物多様性保全プロジェクト数も増加(H25:57 団体→H29:76 団体)するなど、実効性のある保全活動が展開されています。

しかし、計画の策定から概ね 5 年が経過し、本県の環境を取り巻く状況は大きく変化しています。

2015(平成 27)年 9 月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、「持続可能な開発目標」(SDGs) (*)として 17 のゴールが提示されましたが、その中には、環境問題に関わる課題が数多く含まれるなど、地球環境の持続性に関する国際的な危機感が高まっています。

国内に目を転じると、本格的な少子高齢化・人口減少の中で、担い手の減少による里地・里山の維持管理の困難化や、野生鳥獣被害の拡大など、環境分野で深刻な影響が懸念されています。

また、気候変動への適応やヒアリをはじめとする侵略的な外来生物の防除など、顕在化する課題に対してより一層の取組の強化が求められています。

このような環境課題の変化に適切に対応し、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて計画的かつ重点的に取り組むべき施策を明らかにするために、「生物多様性ひょうご戦略」を改定します。

(2) 施策展開方針

- ① 担い手の減少による森林等里地・里山の維持管理の困難化や野生鳥獣被害の拡大、侵略的な外来生物の侵入、さらには気候変動の影響などの生物多様性の危機など、顕在化している環境課題に対して重点的

に取組みます。

- ② 生物多様性の保全・再生・持続可能な利用とその基盤となる環境の創造のための目標を共有し、県の各種施策を一層有機的に連携させて、総合的・体系的かつ計画的に推進します。
- ③ 県民、事業者、民間団体、行政などの各主体が、それぞれの役割を明確にし、協働して、自発的かつ積極的に生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組めます。

3 戦略の位置づけ(性格)

- (1) 「生物多様性基本法(*) (平成 20 年 6 月 6 日法律第 58 号)」第 13 条の規定に基づく、兵庫県の区域内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画
- (2) 「環境の保全と創造に関する条例」(*)第 6 条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定された「兵庫県環境基本計画」(*)における「自然共生」の分野の具体化を図る戦略
- (3) 2030 年の兵庫の目指す姿を描いた「兵庫 2030 年の展望(*)」における将来像「人と自然が共生」「豊かな森林が多面的機能を発揮」を目指す実行計画
- (4) 市町の生物多様性に関する戦略の策定や施策の実施で尊重されるべき基本指針、また、県民の生活や事業者の事業活動、あるいは民間団体の活動に際し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関して考慮すべき行動指針

4 戦略の期間

愛知目標の達成を目指すとともに、2040 年頃を展望しつつ、概ね今後 10 年間(2030 年度まで)を期間として戦略を策定し、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応するため 5 年ごとに見直しを行います。

生物多様性ひょうご戦略の構成

